

## 年金を受給されている皆様へ

「令和5年分公的年金等の源泉徴収票の再交付」が必要な方の手続きは下記のとおりです。

	申請の窓口	手続き方法	再交付までの日数	再交付の方法
電話	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 ※050から始まる電話でおかけになる場合は、 ☎03-6700-1165	基礎年金番号のわかるものをご用意いただき、「源泉徴収票の再交付希望」とお伝えください。ご本人の住所に郵送します。 【電話の受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00 火曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 第2土曜日 午前9:30～午後4:00 ※土(第2土曜日を除く)・日・祝・年末年始を除く。	発送まで2週間程度	郵送
	平良年金事務所お客様相談室 ☎0980-72-3650 (自動音声①-②)		発送まで3営業日程度	郵送
オンライン	ねんきんネット ※マイナポータルからログイン	「通知書の再交付申請」で「電子送付」を選択のうえ申請してください。	電子送付まで3～5営業日	電子データ
		「通知書の再交付申請」で「郵送」を選択のうえ申請してください。	発送まで1週間程度	郵送

※「障害年金」、「遺族年金」、「年金生活者支援給付金」は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

### 【源泉徴収票に関するお問い合わせ】

日本年金機構ホームページでは、源泉徴収票に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので下記のURLよりぜひご利用ください。

●日本年金機構ホームページ「源泉徴収票相談チャット」

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

☎ 平良年金事務所お客様相談室 ☎72-3650 (自動音声①-②)

市役所市民課年金係 ☎72-3751 (代)

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (追加給付)

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯あたり7万円を追加給付します。

### ■対象世帯

令和5年12月1日時点で宮古島市に住民登録があり、世帯員全員が令和5年度住民税非課税の世帯が対象となります。(※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。)

### ■手続き方法

対象となる世帯へ【振込通知書】または【口座確認書】を順次発送しています。

【振込通知書】が届いた方 ⇒ 手続きは不要です。

【口座確認書】が届いた方 ⇒ ①必要事項に記入をし、②本人確認書類の写し、受取口座が確認できる書類の写しと一緒に返送してください。

提出期限 令和6年3月31日(必着)

☎ 生活福祉課 ☎73-1981

消費者相談 迷ったら相談しよう!

当選商法「宝くじが当選した」というフィッシング詐欺メールに注意!!



スマートフォンにEメールで、「年末ジャンボ宝くじが当選した」という内容が届いた。当選額が気に入りメッセージに添付されていたURLをタップした。名前や住所、電話番号など個人情報を入力し、受け取るための手続き費用として、15万円を支払ったが、その後相手と繋がらなくなった。その後、怪しいメールが増えた。ブロックサービスを利用していたが効果はなかった。

A

携帯電話会社によるブロックサービスの利用は登録件数に限りがあるため、完璧な効果を期待できません。不特定多数の消費者に手当たり次第EメールやSMSを送り、URLを添付して詐欺サイトに誘導し、最終的に高額な費用を騙し取るフィッシング詐欺の手口です。絶対にURLをタップしないで下さい。当選番号については、宝くじ公式サイトやみずほ銀行のHPで調べましょう。



沖縄県消費生活センター宮古分室 ☎0980-72-0199(9~12時/13~16時) ※平日のみ  
宮古島市地域振興課 消費者相談窓口 ☎0980-73-2695

## 宮古島市シニアカー購入費補助事業【受付再開】

対象者に対し、シニアカー購入費用を一部補助することで、外出や社会参加交流の機会をもち、自立した生活を支援することで、要介護状態や認知症の進行を防ぐことを目的としています。

■対象者 宮古島市に住所を有している65歳以上の自主返納者で運転経歴証明書をお持ちの方

■要件 市税の滞納がないこと、シニアカー購入に関して他の補助制度利用のないこと

■補助内容 購入費用の1/3以内、上限10万円

・対象者本人が申請に來所できない場合は、本人署名による委任状を添付のうえ、代理の方で申請することが可能です。

・申請書は、高齢者支援課窓口及び宮古島市ホームページより入手できます。

☎ 高齢者支援課介護予防係 ☎73-1979 FAX:73-1965

## 「保育士」募集しています!

令和6年度 会計年度任用職員(保育士・サポート保育士・パート保育士)

宮古島市では、令和6年度の保育士(会計年度任用職員(保育士・サポート保育士・パート保育士))の募集しております。

■業務内容: 公立保育所及びこども園における保育業務全般を担当

■必要な資格: 保育士資格

■職種

①保育士: フルタイム(1日7時間45分勤務)(シフト制)

②保育士: パートタイム(1日7時間30分勤務)(シフト制)

③サポート保育士: 1日6時間勤務(シフト制)

④パート保育士: 1日6時間の週3日勤務(シフト制)

希望される方は、ハローワークで詳細を確認し、紹介状を発行していただいた後、宮古島市総務課まで提出をお願いします。

☎ こども未来課 ☎72-3751(代表)



## 知ってますか? 特別障害者手当と障害児福祉手当

### 特別障害者手当

<対象者>

在宅で心身に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上で一定の要件に該当する方に月額27,980円(令和5年度)の手当が支給されます。(認定基準により該当しない場合があります。)

<支給制限>

- ・施設に入所されている方\*
- ・病院、診療所に継続して3ヶ月以上入院している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方

\*施設によっては、支給できる施設もあるため、ご質問がある方は、下記お問い合わせまでご連絡ください。

※両手当とも支給月は2、5、8、11月でそれぞれの支給月前月までの3ヶ月分を本人の口座に振込みます。

※現在、手当を受給されている方で、支給制限に該当する場合は速やかに届け出をしてください。報告が遅れた場合は、返還が生じる場合があります。ご了承ください。

☎ 障がい福祉課 庶務給付係 ☎73-1975

### 障害児福祉手当

<対象者>

在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満で、一定の要件に該当する方に月額15,220円(令和5年度)の手当が支給されます。(認定基準により該当しない場合があります。)

<支給制限>

- ・施設に入所されている方\*
- ・障害年金を受給している方
- ・本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える方